

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌について、民間事業者等が当該雑誌に取り付けられるカバー等に自らの広告を掲載することを条件として、当該民間事業者等が提供することをいう。

2 この要綱において「スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度により自らの広告を掲載して雑誌を提供する民間事業者等をいう。

(雑誌スポンサー制度の実施)

第3条 黒部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実し利用サービスの向上を図るために、雑誌スポンサー制度を実施する。

(スポンサーの対象者)

第4条 スポンサーとなることができる者は、次の各号に掲げるものに該当しない団体、個人の事業者若しくは公共的団体又はこれに類する者とする。

- (1) 黒部市広告掲載基準（平成20年黒部市告示第53号）第3条各号に定める業種又は事業者
- (2) 本市の市税に滞納があるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、図書館の利用者に対する広告の掲載の対象とすることが適当でないと教育委員会が認める業種又は事業者

(広告の掲載基準)

第5条 雑誌スポンサー制度における広告（以下「広告」という。）は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがないものでなければならず、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性及び信頼性を有するものに限る。

2 教育委員会は、黒部市広告掲載要綱（平成18年黒部市告示第155号）第3条第2項各号又は黒部市広告掲載基準第4条各号のいずれかに該当する広告の掲載を認めないものとする。広告の掲載期間中にこれらのいずれかに該当することとなった場合も、同様とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、教育委員会が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。ただし、掲載の決定が1月から3月までの間になると見込まれるときは、第8条に規定する申込者との協議により、その年の4月1日から翌年の3月31日までを広告の掲載期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載期間満了の日は、教育委員会又はスポンサーのいずれかが当該満了の日の2月前までに中止の意思表示を行う場合を除き、1年間延長されるものとする。なお翌年度以降においても同様とする。

3 教育委員会は、広告の掲載期間が満了又は終了した場合は、当該広告に係る雑誌の通常の配架期間の終了後、当該広告を撤去するものとする。

(広告の表示方法等)

第7条 広告の表示方法、表示位置、規格等の基準は、黒部市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(スポンサーの申込み)

第8条 スポンサーとなろうとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ教育委員会が雑誌スポンサー制度の対象として指定する雑誌(以下「指定雑誌」という。)のうちから提供しようとする雑誌を選定し、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

(1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿

(2) 申込者の業務内容その他概要が分かる書類

2 前項の規定にかかわらず、申込者が指定雑誌以外の雑誌による提供を希望し、教育委員会が図書館資料として利用者の閲覧に供することを適当と認める場合には、当該雑誌をスポンサー制度の対象とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか雑誌スポンサー制度の申込みに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(掲載の審査等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の書類の提出があったときは、広告の内容等を審査し、申込者をスポンサーとして採択するか否かを決定し、その結果を黒部市立図書館雑誌スポンサー制度採択(不採択)決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 前項の採択の決定の通知を受けた申込者は、雑誌スポンサー制度に関して速やかに教育委員会と覚書を締結するものとする。

(雑誌の提供)

第10条 スポンサーは、第6条の広告の掲載期間において、図書館に雑誌を提供し、教育委員会は、当該雑誌のカバー等にスポンサーの広告を掲載して図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

2 スポンサーが提供する雑誌の開架場所その他取扱いは、図書館長が定めるものとする。

3 スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他のスポンサーに起因しない理由により当該雑誌を提供することができなくなるおそれが生じたときは、速やかに教育委員会と協議するものとする。

(スポンサーの責務)

第11条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告の掲載内容の変更)

第12条 スポンサーは、広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告掲載内容変更届(様式第3号)により教育委員会に届け出るものとする。

2 第8条第1項及び第9条第1項の規定は、前項に規定する広告の掲載内容の変更の手續について準用する。

(雑誌の提供終了の届出)

第13条 スポンサーは、1月31日までに雑誌提供終了届(様式第4号)により教育委員会に届け出ること、当該年度の3月31日をもって雑誌の提供を終了することができる。

2 教育委員会は、スポンサーが自らに起因する理由により、年度の途中において雑誌の提供を終了することは認めないものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合には、この限りでない。

(スポンサーの取消し)

第14条 教育委員会は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該スポンサーのスポンサーとしての採択を取り消し、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書(様式第5号)により当該民間事業者等に通知するものとする。

(1) 広告の掲載期間中において、当該スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がスポンサーとして適当でないことを認め

たとき。

- 2 前項の規定によりスポンサーとしての採択を取り消した場合は、第6条第3項の規定にかかわらず、直ちに当該広告を撤去するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 雑誌スポンサー掲載の承認その他申込書の提出に必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 8 条関係）

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

黒部市教育委員会 あて

申込者
所在地
名称
代表者氏名

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度を利用したいので、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、市が当方の市税の納付状況を調査することに同意します。

提供する雑誌の 名称及び刊行形態 (希望順に記載)	名称	刊行形態	備考
広告掲載開始時期	年 月 日から		
掲載する広告の内容			
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス		

- 添付書類 1 掲載しようとする広告の図案及び原稿
2 申請者の業務内容その他概要が分かる書類

様式第2号（第9条関係）

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書

年 月 日

様

黒部市教育委員会

教育長

印

年 月 日付けで申込みのありました黒部市立図書館雑誌スポンサー制度について、次のとおり決定しましたので、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 不採択		
	※不採択の場合はその理由 ()		
提供を受ける雑誌の 名称及び刊行形態	名称	刊行形態	備考
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで		
掲載する広告の内容			

- 備考
- 1 提供を受ける雑誌の所有権は、黒部市に帰属します。
 - 2 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供を受ける雑誌の取扱いについては、黒部市立図書館長が決定します。
 - 3 上記の広告掲載期間満了の日について、広告掲載期間満了の2月前までに中止の連絡がない場合は、1年間延長されます。（翌年度以降も同様となります。）
 - 4 提供を受ける雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供できなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会と協議してください。
 - 5 広告の掲載内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、変更の決定を受けてください。

様式第3号（第12条関係）

広告掲載内容変更届

年 月 日

黒部市教育委員会 あて

申込者
所在地
名称
代表者氏名

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度における広告掲載内容を次のとおり変更したいので、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

変更時期	年 月 日（予定）
変更内容	
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス

備考 新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿を添付してください。

図書館記載欄

処理状況等を記載	担当者

様式第4号（第13条関係）

雑誌提供終了届

年 月 日

黒部市教育委員会 あて

届出者
所在地
名称
代表者氏名

都合により、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を終了したいので、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

提供を終了する雑誌の名称及び刊行形態	名称	刊行形態	備考
提供を終了する時期又は巻号	年 月 日（ 号）で終了希望		
担当者連絡先	担当部署・担当者名 電話番号 ファックス番号 メールアドレス		

図書館記載欄

処理状況等を記載	担当者

様式第5号（第14条関係）

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書

年 月 日

様

黒部市教育委員会

教育長

印

年 月 日付けで貴方を黒部市立図書館雑誌スポンサーに採択しましたが、次の理由により採択を取り消しましたので、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第14条第1項の規定により通知します。

取消しの理由